

山梨県公報

号外第六十号

平成十七年

十月二十日

木曜日

目次

山梨県国民健康保険調整交付金条例	三
山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	四
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	五
山梨県県税条例の一部を改正する条例	六
山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	六
山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	六
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	一〇
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一一
山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例	一二

条例のあらまし

- 1 山梨県国民健康保険調整交付金条例(条例第八十九号)(国保援護課)
国民健康保険法等の規定に基づき、山梨県調整交付金の交付に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 調整交付金の種類は、普通調整交付金及び特別調整交付金とすることとした。
- 3 普通調整交付金及び特別調整交付金は、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため交付することとした。
- 4 調整交付金の総額
 - (一) 普通調整交付金 調整交付金の総額の七分の六(平成十七年度分については五分の四)
 - (二) 特別調整交付金 調整交付金の総額の七分の一(平成十七年度分については五分の四)

- (一)
 - (三) 普通調整交付金と特別調整交付金との相互の流用は可能とすることとした。
 - 5 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用することとした。
- 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(条例第九十号)(出納局会計課)
 - 1 翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、地方自治法施行令の規定に基づき条例で定める長期継続契約を締結することができるものは、次に掲げるものとする。
 - (一) 印刷機、複写機、電子計算機及びその関連装置、ファクシミリ装置その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり契約を締結することが商慣習となつているもの
 - (二) 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九十一号)(市町村課)
 - 1 次の市町村合併にかんがみ、それぞれの市町村の合併ごとに掲げる法律における知事の権限に属する事務の一部を新たに設置される市において処理することとする等のため、必要な改正を行うこととした。
 - (一) 甲州市の設置
 - (1) 土地改良法
 - (2) 建築基準法
 - (3) 水道法
 - (二) 中央市の設置
 - (1) 建築基準法
 - (2) 母子保健法
 - (三) 上九一色村の甲府市及び富士河口湖町への編入
 - (1) 児童福祉法
 - (2) 母子及び寡婦福祉法
 - 2 この条例は、平成十七年十一月一日から施行することとした。ただし、1(二)については平成十八年二月二十日から、1(三)については同年三月一日から施行することとした。

た。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十二号）（職員厚生課）

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定に伴い、休業補償を行わない場合の規定中「監獄」を「刑事施設」に改めることとした。
- 2 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行することとした。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第九十三号）（警察本部会計課）

- 1 警備業法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 次の手数料を定めることとした。
 - (1) 現任警備員指導教育責任者講習手数料 五千元
 - (2) 警備員検定手数料（重要施設警備） 一万六千元
 - (3) 警備員検定手数料（重要交通誘導警備） 一万四千元
 - (4) 警備員検定手数料（大規模雑踏警備） 一万三千元
 - (5) 警備員検定手数料（重要物品運搬警備） 一万六千元
 - (6) 検定合格証明書交付手数料 一万円
 - (7) 検定合格証明書換え交付手数料 二千二百円
 - (8) 検定合格証明書再交付手数料 二千元
 - (9) 旧検定合格者審査申請手数料 四千七百元
- (二) 別表十の手数料のうち次の表の上欄に掲げる手数料について、同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

警備業認定証再交付手数料	一千二百円		一千円
警備員指導教育責任者講習手数料	三万七千元	講習一時間につき	二千二百円
警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	一千二百円		二千元
警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料	千九百元		千八百円
機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	二千二百円		二千元

機械警備業務管理者資格者証再交付手数料

千九百元	千八百円
------	------

- (三) その他規定の整備を行うこととした。
 - 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料について規定の整備を行うこととした。
 - 3 1については平成十七年十一月二十一日から、2については核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第九十四号）（税務課）

- 1 県民税の法人税割の税率の特例を適用する期間を平成二十三年三月三十一日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第九十五号）（建築指導課）

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、次のように改正を行うこととした。
 - (一) 公共事業の施行等に係る特例として容積率制限に関する規定の適用を除外することとされている既存建築物について一定の範囲内で増築等をする場合等にも、当該規定を適用除外することとした。
 - (二) 建築基準法、建築基準法施行令又は山梨県建築基準法施行条例の施行等の措置として建ぺい率制限に関する規定の適用を除外することとされている既存建築物について大規模の修繕等をする場合等にも、当該規定を適用除外することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第九十六号）（住宅課）

- 1 公営住宅法の一部改正にかんがみ、次の改正を行うこととした。
 - (一) 公営住宅法の規定により、市町村又は山梨県住宅供給公社に管理を行わせることができることとし、その場合に必要な読替え規定を設けることとした。
 - (二) 県営住宅の名称及び位置を別表で規定することとした。
 - (三) その他規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第九十七号）
（住宅課）

- 1 特定公共賃貸住宅及び共同施設の効果的かつ効率的な管理を図るため、地方自治法の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。
 - (一) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (二) 指定管理者の指定の手続
 - (三) 入居者の選定、同居の承認等の指定管理者が行う管理の基準
 - (四) 事業報告書の作成及び提出
- 2 特定公共賃貸住宅の名称及び位置を別表に規定することとした。
- 3 この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
- 4 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十八号）（教育庁学術文化財課）

- 1 塩山市、東山梨郡勝沼町及び同郡大和村を廃し、その区域をもって甲州市を設置することにかんがみ、教育委員会の権限に属する山梨県文化財保護条例の事務のうち、塩山市が処理することとなっている事務について、甲州市が処理するものとするものとした。
- 2 この条例は、平成十七年十一月一日から施行することとした。

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第九十九号）（警察本部警備第一課）

- 1 騒音計に関する日本工業規格の変更等に伴い、暴騒音の測定方法について規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県国民健康保険調整交付金条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第八十九号

山梨県公報号外 第六十号 平成十七年十月二十日

山梨県国民健康保険調整交付金条例

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十二条の二第一項及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第四条の二の規定に基づき、山梨県調整交付金の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

（調整交付金の種類）

第二条 法第七十二条の二第一項に規定する山梨県調整交付金（以下「調整交付金」という。）は、山梨県普通調整交付金（以下「普通調整交付金」という。）及び山梨県特別調整交付金（以下「特別調整交付金」という。）とする。

（普通調整交付金）

第三条 普通調整交付金は、政令第四条の二第一項第一号に掲げる事項を勘案して、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、交付する。

（特別調整交付金）

第四条 特別調整交付金は、政令第四条の二第一項第二号に掲げる事項を勘案して、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、交付する。

（調整交付金の総額）

第五条 普通調整交付金の総額は、法第七十二条の二第二項に規定する調整交付金の総額の七分の六に相当する額とする。

2 特別調整交付金の総額は、法第七十二条の二第二項に規定する調整交付金の総額の七分の一に相当する額とする。

3 普通調整交付金の総額が、第一項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。（経過措置）

2 平成十七年度分の調整交付金に係る第五条の規定の適用については、同条第一項中「法第七十二条の二第二項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。次項において「改正法」という。）附則第三条第五項」と、「七分の六」とあるのは、「五分の四」と、

同条第二項中「法第七十二条の二第二項」とあるのは「改正法附則第三条第五項」と「七分の一」とあるのは「五分の一」とする。

山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九十号

山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 印刷機、複写機、電子計算機及びその関連装置、ファクシミリ装置その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり契約を締結することが商慣習となつてい
るもの

二 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九十一号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一項中「上九一色村」を削る。

第二条の表第五項中「甲府市 塩山市」を「甲府市」に、「上野原市」を「上野原市 甲州市」に改める。

第二条の表第六の二項中「甲府市 塩山市」を「甲府市」に、「韮崎市」を「韮崎市 甲州市」に改める。

第二条の表第十の二項中「富士吉田市 塩山市」を「富士吉田市」に、「上野原市」を「上野原市 甲州市」に、「増穂町」を「中央市 増穂町」に改め、「田富町」を削る。

第二条の表第十三項及び第十三の二項中「塩山市 南アルプス市」を「南アルプス市

甲州市」に改める。

第二条の表第十五の二項中「上九一色村」を削る。

第二条の表第十五の四項中「早川町 田富町」を「中央市 早川町」に改める。

第二条の表第二十五項中「玉穂町」及び「田富町」を削る。

第二条の表第二十八の二項中「上九一色村 身延町」を「身延町」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表第十の二項の改正規定（「増穂町」を「中央市 増穂町」に改める部分及び「田富町」を削る部分に限る。）並びに同表第十五の四項及び第二十五項の改正規定 平成十八年二月二十日

二 第二条の表第一項、第十五の二項及び第二十八の二項の改正規定 平成十八年三月一日

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表第十三項及び第十三の二項の上欄に掲げる事務に係る水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては甲州市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、甲州市長のした処分その他の行為又は甲州市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際新条例第二条の表第一項及び第十五の二項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により上九一色村長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に当該法律の規定により上九一色村長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法律の適用については、知事とした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県条例第九十二号

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九十三号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項中、「第五十九条の二第五項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第五項」に改め、同表二の項中、「第五十九条の二第九項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第九項」に改め、同表三の項中、「第五十九条の二第十項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第十項」に改める。

別表第十の二の項中、「第四条の二第五項」を「第五条第五項」に、「二千円」を「二千円」に改め、同表三の項中、「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同表四の項中、「第六条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同表五の項を削り、同表六の項中、「第十一条の三第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同項を同表五の項とし、同表七の項中、「第十一条の三第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に、「三万七千円」を「講習一時間につき千二百円」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項中、「第十一条の三第四項」を「第二十二条第五項」に、「二千円」を「二千円」に改め、同項を同表七の項とし、同表九の項中、「第十一条の三第五項」を「第二十二条第六項」に、「千九百円」を「千八百円」に改め、同項を同表八の項とし、同項の次に次のように加える。

九 警備業法第二十二条第八項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習	現任警備員指導教育責任者講習手数料	五千元
---------------------------------------	-------------------	-----

別表第十の十三の項中、「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第五項」を「第二十二条第六項」に、「千九百円」を「千八百円」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十二の項中、「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第四項」を「第二十二条第五項」に、「二千円」を「二千円」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十一の項中、「第十一条の六第二項第一号」を「第四十二条第二項第一号」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十の項中、「第十一条の六第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同項を同表十四の項とし、同表九の項の次に次のように加える。

十 警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定	警備員検定手数料	イ 警備業務の種別（警備業法第十八条に規定する種別をいう。以下同じ。）のうち、警備業法第二条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定を受けようとする場合 一万六千円 ロ 警備業務の種別のうち、警備業法第二条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）を受けようとする場合 一万四千元 ハ 警備業務の種別のうち、警備業法第二条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（ロに規定するものを除く。）を受けようとする場合 一万三千円
-------------------------	----------	---

十一 警備業法第二十三条第四項の規定に基づく合格証明書の交付	検定合格証明書交付手数料	一万円	二 警備業務の種別のうち、警備業法第二条第一項第三号に掲げる警備業務に係るものに係る検定を受けようとする場合 一万六千円
十二 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第二十二條第五項の規定に基づく合格証明書の書換え	検定合格証明書書換え手数料	二千二百円	
十三 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第二十二條第六項の規定に基づく合格証明書の再交付	検定合格証明書再交付手数料	二千円	

別表第十の十七の項の次に次のように加える。

十八 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定に基づく旧検定に合格した者の審査の申請に対する審査	旧検定合格者審査申請手数料	四千七百円
---	---------------	-------

附則

この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年十月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第九十四号

山梨県条例の一部を改正する条例
山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
附則第十二条の十一中、「平成十八年三月三十一日」を、「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第九十五号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第三条第二項」の下に、「（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）」を加え、「第三百三十七条の五」を「第三百三十七条の八」に、「第三百三十七条の九」を「第三百三十七条の十二第二項」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 法第三条第二項の規定により第二十一条の六第一項の規定の適用を受けない建築物について、令第三百三十七条の十二第二項に規定する範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第二十一条の六第一項の規定は適用しない。

3 法第三条第二項の規定により第二十一条の五第一項又は第二項の規定の適用を受けない建築物について、令第三百三十七条の十二第二項に規定する範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第二十一条の五第一項及び第二項の規定は適用しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九十六号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「知事が告示する」を「別表のとおりとする」に改める。

第三十二条中「住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社」を「独立行政法人都市再生機構、山梨県住宅供給公社」に改める。

第五十二条を次のように改める。
（管理の特例）

第五十二条 知事は、法第四十七条第一項の規定により、県営住宅又は共同施設の管理を市町村又は山梨県住宅供給公社に行わせることができる。

2 前項の規定により市町村又は山梨県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第三章及び第六章の規定の適用については、第四条第一項中「知事」とあるのは「市町村又は山梨県住宅供給公社（以下「管理代行者」という。）」と、第五条、第十二条、第十三条第一項、第十七条第四項、第十九条第三項、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第三十条第一項及び第三項、第三十二条、第四十条第一項並びに第五十条中「知事」とあるのは「管理代行者」と、第八条第二項中「知事」とあるのは「市町村長又は山梨県住宅供給公社の理事長（以下「管理代行者の長」という。）」と、同条第三項、第九条第一項、第十条、第十一条第二項、第三項及び第四項並びに第三十四条中「知事」とあるのは「管理代行者の長」と、第九条第三項中「知事は」とあるのは「管理代行者の長は」と、「知事が割当て」とあるのは「管理代行者の長が割当て」と、第十一条第四項中「被災者等のうち」とあるのは「被災者等のうち知事が」と、第十七条第四項中「認定し」とあるのは「認定し、知事が」と、第三十三条第一項中「知事」とあるのは「知事又は管理代行者」と、第三十四条中「第十四条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による家賃の決定、第十六条（第十八条第三項、第二十九条第三項又は第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、金銭若しくは敷金の減免若しくは徴収猶予、第三十条第一項の規定による明渡しの請求、第三十二条の規定によるあつせん等又は第三十六条の規定による県営住宅への入居」とあるのは「第三十条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十二条の規定によるあつせん等」と、第三十九条中「知事に」とあるのは「管理代行者に」と、「知事が」とあるのは「管理代行者の長が」と、「知事」とあるのは「管理代行者の」と、第四十条第三項及び第四項中

「同項」とあるのは「管理代行者が同項」とする。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

名	称	位	置
伊勢団地		甲府市	
貢川団地		甲府市	
小瀬団地		甲府市	
塩部第一団地		甲府市	
塩部第二団地		甲府市	
千塚北団地		甲府市	
千塚西団地		甲府市	
千塚南団地		甲府市	
湯村団地		甲府市	
和戸団地		甲府市	
新屋団地		富士吉田市	
小倉山団地		富士吉田市	
寿団地		富士吉田市	
富士吉田団地		富士吉田市	
熊井戸団地		都留市	
権現原団地		都留市	

榊形小笠原団地	南アルプス市
榊形団地	南アルプス市
神ノ木団地	南アルプス市
若尾団地	韮崎市
韮崎穂坂団地	韮崎市
韮崎東団地	韮崎市
韮崎西団地	韮崎市
韮崎団地	韮崎市
岩下団地	韮崎市
旭団地	韮崎市
富浜団地	大月市
大月団地	大月市
石動団地	大月市
東山梨ぬくもり団地	山梨市
東山梨団地	山梨市
谷村団地	都留市
田野倉団地	都留市
蒼竜峡団地	都留市

甲西団地	南アルプス市
下高砂団地	南アルプス市
白根団地	南アルプス市
田島団地	南アルプス市
八田団地	南アルプス市
八田第二団地	南アルプス市
八田第三団地	南アルプス市
福祉村団地	南アルプス市
南美台団地	南アルプス市
豊団地	南アルプス市
若草下今井団地	南アルプス市
明野つじヶ丘団地	北杜市
小淵沢団地	北杜市
高根団地	北杜市
高根南団地	北杜市
長坂団地	北杜市
白州団地	北杜市
日野春団地	北杜市
牧原団地	北杜市

田富釜無団地	中央市
田富団地	中央市
山王団地	中央市
ぶどうの里団地	甲州市
上井尻団地	甲州市
勝沼下岩崎団地	甲州市
塩山熊野団地	甲州市
塩山団地	甲州市
粟生野団地	甲州市
上野原団地	上野原市
八代団地	笛吹市
御坂団地	笛吹市
大坪団地	笛吹市
一宮団地	笛吹市
石和団地	笛吹市
双葉響が丘団地	甲斐市
双葉団地	甲斐市
玉川団地	甲斐市
武川団地	北杜市

南部南光平団地	南巨摩郡南部町
富沢団地	南巨摩郡南部町
身延第二団地	南巨摩郡身延町
身延団地	南巨摩郡身延町
中富団地	南巨摩郡身延町
下部団地	南巨摩郡身延町
下田原団地	南巨摩郡身延町
久那土団地	南巨摩郡身延町
鰍沢北部団地	南巨摩郡鰍沢町
鰍沢団地	南巨摩郡鰍沢町
増穂天神団地	南巨摩郡増穂町
増穂団地	南巨摩郡増穂町
青柳第二団地	南巨摩郡増穂町
青柳団地	南巨摩郡増穂町
六郷団地	西八代郡市川三郷町
三珠団地	西八代郡市川三郷町
富士見団地	西八代郡市川三郷町
岩間平団地	西八代郡市川三郷町
東花輪団地	中央市

常永団地	中巨摩郡昭和町
西桂団地	南都留郡西桂町
河口湖団地	南都留郡富士河口湖町
河口湖小立団地	南都留郡富士河口湖町

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九十七号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「知事が告示する」を「別表のとおりとする」に改める。

第三十四条を第三十七条とし、第三十三条を第三十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（事業報告書の作成及び提出）

第三十五条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

第三十条から第三十二条までを削る。

第二十九条第一項中、「知事」を「指定管理者」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項第五号中、「第二十条から第二十六条」を「第二十三条から第三十一条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十八条中「知事」を「指定管理者」に改め、「指定する者」の下に「の当該特定公共賃貸住宅の維持管理の状況について」を加え、同条を第三十三条とする。

第二十七条第一項中「前条の規定により同居の承認を得た者が知事が特別の事情があると認めるもの」を「第二十九条第二項ただし書の規定により同居の承認を得た者」に、「規則で定めるところにより、知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が一年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。）は、同項の承認をしてはならない。

第二十七条を第三十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

（世帯員異動の届出）

第三十条 入居者は、出生、死亡又は転出により入居者と同一の世帯に属する者が異動したときは、速やかに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

（入居者の氏名変更の届出）

第三十一条 入居者は、婚姻その他の理由によりその氏名を変更したときは、速やかに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第二十六条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項の同居させようとする者が入居者の親族でない場合は、同項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

第二十六条を第二十九条とする。

第二十五条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条ただし書を次のように改める。

ただし、その一部を知事が定める用途に併用する場合において、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第二十五条とし、第十九条から第二十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第十八条第一項中「県」を「県又は指定管理者」に改め、同条第二項中「知事の指示に従い」を削り、同条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とする。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第三項中「第十三条」を

「第十六条」に改め、同条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条第一項中、「第十一条第二項」を、「第十四条第二項」に、「第二十八条」を「第三十四条」に改め、同条第四項中、「第二十八条」を、「第三十三条」に、「知事」を「指定管理者」に改め、「認定し、」の下に、「及び知事が」を加え、同条を第十六条とし、第十二条を第十五条とする。

第十一条第一項第二号中、「第十七条」を、「第二十条」に改め、同条第二項中、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第三項中、「知事」を「指定管理者」に改め、「入居決定者が」の下に、「正当な事由によらないで」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第一項中、「知事」を「指定管理者」に改め、「ほかに」の下に、「抽選により」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第二項中、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第十三条とする。

第九条中、「知事」を「指定管理者」に改め、「規定により」の下に、「知事が定める戸数について」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第十一条とする。
第七条第一項中、「規則の定めるところにより、」を「指定管理者に」に改め、同条第二項中、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項第一号中、「第二十七条」を、「第二十九条及び第三十二条」に改め、同条を第九条とする。
第五条中、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第八条とする。

第四条第一項中、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第七条とする。
第三条の次に次の三条を加える。

（指定管理者による管理）
第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下、「指定管理者」という。）に特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）
第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条から第十四条までの規定による入居者の決定その他の入居に関する行為に関する業務
- 二 第二十五条、第三十条及び第三十一条の規定による長期の不在の届出その他の届出の受理に関する業務
- 三 第二十七条から第二十九条まで及び第三十二条の規定による用途の変更の承認その他

他の承認に関する業務

四 第十六条第四項、第三十三条及び第三十四条の規定による明渡しの請求その他の明渡しに関する行為に関する業務

五 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

六 家賃の納付の促進に関する業務

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、特定公共賃貸住宅及び共同施設の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、特定公共賃貸住宅及び共同施設の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、特定公共賃貸住宅及び共同施設の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

名	称	位	置
塩部第一団地		甲府市	
塩部第二団地		甲府市	
和戸団地		甲府市	
東山梨めくもり団地		山梨市	
葎崎穂坂団地		葎崎市	

楡形小笠原団地	南アルプス市
若草下今井団地	南アルプス市
高根南団地	北杜市
塩山熊野団地	甲州市
勝沼下岩崎団地	甲州市
鵜沢北部団地	南巨摩郡鵜沢町
富沢団地	南巨摩郡南部町
河口湖小立団地	南都留郡富士河口湖町

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日(次項及び第四項において、「施行日」という。)前において、この条例による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(次項及び第四項において、「新条例」という。)第四条及び第六条の規定の例により、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に關し、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例の施行の際この条例による改正前の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(以下この項及び次項において、「旧条例」という。)の規定により知事がした入居の決定その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に旧条例の規定により知事に対してなされた入居の申込みその他の行為で施行日以後においては指定管理者に対してなされることとなる行為に係るものは、施行日以後における新条例の規定の適用については、指定管理者のした入居の決定その他の行為又は指定管理者に対してなされた入居の申込みその他の行為とみなす。

4 施行日前に旧条例第二十二條の規定により長期不在の届出をしなければならぬとされている事項で、施行日前にその届出がなされていないものについては、施行日以

後は、これを、新条例第二十五條の規定により長期不在の届出をしなければならぬとされた事項についてその手続がなされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九十八号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に關する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中、「富士吉田市 塩山市」を「富士吉田市」に、「甲斐市」を「甲斐市 甲州市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に關する条例第二条の表三の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)及び同条例の施行のための教育委員会規則(以下この項において、「条例等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては甲州市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、甲州市教育委員会のした処分その他の行為又は甲州市教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県拡声機による暴騒音の規制に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第九十九号

山梨県拡声機による暴騒音の規制に關する条例の一部を改正する条例

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成五年山梨県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中、「日本工業規格C1502に定める普通騒音計、日本工業規格C1505に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器」を「計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条の条件に合格した騒音計」に、「A特性」を「A特性の周波数補正回路を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番